

広島県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画（第3次）

平成28（2016）年8月

広島県

はじめに

配偶者からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な課題があり、多くの場合、女性が被害者となっています。

また、DVは、直接の被害者だけでなく、その行為を目の当たりにした子供への心理的虐待となるなど、子供にとっても、非常に大きな影響を及ぼします。

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、本県では配偶者暴力相談支援センターを設置したほか、平成18年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を、さらに平成23年度に第2次計画を策定し、DVの防止と被害者の相談、保護、自立支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、DV被害に関する相談は依然として高い水準にあり、身体的・精神的に深刻な影響を受けている被害者や同伴する子供への支援、暴力から逃れた後に安心して生活を送るための生活再建に向けた支援等がますます重要となっています。

更に、平成26年度に行われた内閣府調査によると、5人に1人の女性が交際相手からの暴力、いわゆるデートDVを受けたことがあると答えており、将来のDVにつながらないような取組も重要です。

本県では、こうしたDVやそれを取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの取組を検証するとともに、現在求められているDV被害者支援について検討を行い、この度、第3次計画としてとりまとめました。

今後は、この基本計画の下、市町や関係機関、民間支援団体等と連携しながら、男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を一層強化して参ります。

平成28年8月

広島県知事 湯 崎 英 彦

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 基本方針	2
5 重点項目	2
6 数値目標	3
7 計画の進行管理	4
8 目指す姿と施策の体系	6
第2章 基本施策と取組の方向	9
重点項目と施策体系	9
被害者支援フロー図	11
第1節 予防・発見	
基本施策1 暴力を許さない・暴力に気づく環境づくり	12
1 若年層への予防教育の充実	14
2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施	16
3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり	19
4 被害者への情報提供	21
5 暴力の抑止に向けた取組の充実	24
第2節 相談・保護	
基本施策2 信頼・安心できる相談・保護体制の確立	26
1 相談体制の充実・強化	28
2 保護体制の充実・強化	33
3 保護命令への対応等	36
第3節 自立	
基本施策3 関係機関の連携による切れ目のない自立支援の実施	38
1 施設における保護の円滑な実施	40
2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進	42
3 子供への支援の充実	44
4 生活の安定と心身回復へのサポート	46
5 関係機関・団体との連携強化	48

【資料編】

資料 1	相談・一時保護等の状況	5 1
資料 2	県民のDVに関する意識 (平成 2 6 (2014) 年度広島県政世論調査から抜粋)	5 3
資料 3	広島県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画(第 3 次)検討会委員名簿	6 0
資料 4	広島県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する対策連絡会議設置要綱	6 1
資料 5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	6 3
資料 6	配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 (概要)	7 5